

第 10 章 文学部 総合人文学科 初等教育学専修

I 小学校教諭免許状の取得について

1. 小学校教諭免許状取得課程について

文学部初等教育学専修は、文部科学大臣から小学校教諭一種免許状（以下「小一種免」といいます。）を取得するための「課程の認定」を受けています。

文学部初等教育学専修には、①一般入学試験の「文学部初等教育学専修」枠に合格して入学した者、②文学部において2年次から初等教育学専修への分属を許可された者が所属することができます。文学部における専修分属については、関西大学教務ガイド「KAN-CAN!」の「学部要項」を参照してください。

2. 免許状取得の条件

小一種免を取得するにあたっては、次の条件を充たす必要があります。

(1) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法ならびに同施行規則では、次の表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教科及び教職に関する科目」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければなりません。

なお、本学の教職課程カリキュラムは、教育職員免許法および同施行規則の法令に基づき、「教育の基本は教師の人格と力量にこそある」という方針のもとに本学が自主的に定めたものです。

したがって、本学のカリキュラムでは、次の表と異なる場合があることを承知しておいてください。

所要条件 免許状の種類		基礎資格	法定上の最低修得単位数					
			文部科学省令に定める科目	教科及び教職に関する科目				
				教育の基礎的理解に関する科目等			教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
				教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		
小学校	一 種 免 許 状	学士の学位を有すること	8	10	10	7	30	2

(2) 介護等体験の証明書

詳細は、下記3-③を参照してください。

3. 小一種免の取得に必要な科目・単位について

小一種免を取得するためには、次の①～③の条件を充たす必要があります。

- ① 学士の資格を有すること（学部を卒業すること）
- ② 下記A～Cの所定の単位を修得すること

A	B	C 教科及び教科の指導法に関する科目	
文部科学省令に定める科目 8単位	教育の基礎的理解に関する科目等 必修32単位	C-1 各教科の指導法 必修20単位	C-2 教科に関する専門的事項 選択必修 10単位以上

右の合計62単位の計算に含めません。

B + C 合計62単位が必修。

③ 介護等体験を終えること

小学校または中学校教諭免許状取得申請にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」により、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護等体験を行い、体験先機関が発行する証明書が必要となります。

(注) 介護等体験は、2年次以上で実施します。事前指導に出席することが必須条件となります。

A ～ C の科目の詳細は、以下を参照してください。

A 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目） 8単位必修

文部科学省令に定める科目		法定単位	左記に対応する本学の授業科目	単位数	備考	(注1)
日本国憲法		2	日本国憲法	2		☆
体育		2	健康・スポーツ科学実習 a（各種目）	1	「健康・スポーツ科学実習 a（各種目）」、「健康・スポーツ科学実習 b（各種目）」、「健康・スポーツ科学実習 c（各種目）」の3科目のうち、いずれか1科目を含めて、これら4科目より2単位以上を修得	
			健康・スポーツ科学実習 b（各種目）	1		
			健康・スポーツ科学実習 c（各種目）	1		
			健康・スポーツ科学論	2		
外国語 コミュニケーション		2	英語Ⅰ・Ⅲ、ドイツ語Ⅰ～Ⅳ、フランス語Ⅰ～Ⅳ、 スペイン語Ⅲ・Ⅳ、中国語Ⅰ～Ⅳ、朝鮮語Ⅲ・Ⅳの各 a・b	各1	いずれか2単位を修得	
			海外研修（各セミナー）	各2		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	活用法を見聞する AⅠ・データサイエンス ▲	2	▲の4単位を修得 もしくは ◎の中から2単位を修得	
			活用法を体験する AⅠ・データサイエンス ▲	2		
	情報機器の操作		I C Tベーシックス ◎	2		
			基礎からの情報処理 ◎	2		

B 教育の基礎的理解に関する科目等 32単位必修

免許法施行規則第3条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定単位数	左記に対応する本学の授業科目	単位数	配当年次	備考	(注1)
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理（初等）	2	1		◇
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職の実際	2	1		◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育政策論	2	1		◇
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論（初等）	2	1		◇
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論（初等）	2	2		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム論	2	2		◇
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と実践	2	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法（初等）	2	2		
	特別活動の指導法		特別活動論（初等）	2	2		
	教育の方法及び技術		教育方法学（初等）	2	2		◇
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		ICTを活用した教育に関する理論及び方法	1	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論（初等）	2	3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談論（初等）	2	3		
教育実践に関する科目	教育実習	5	小学校教育実習事前指導	1	3		★
			小学校教育実習（一）	2	3		
			小学校教育実習（二）	2	3		
	教職実践演習	2	教職実践演習（初等）	2	4	(注2)	
合 計		27	32単位 必修				

C-1 各教科の指導法 10科目20単位必修

免許法施行規則に定める科目区分	科目名	単位数	配当年次	(注1)
国語（書写を含	国 語 科 教 育 法	2	2	★
社 会	社 会 科 教 育 法	2	2	
算 数	算 数 科 教 育 法	2	2	
理 科	理 科 教 育 法	2	2	
生 活	生 活 科 教 育 法	2	2	
音 楽	音 楽 科 教 育 法	2	2	
図画工作	図 画 工 作 科 教 育 法	2	2	
家 庭	家 庭 科 教 育 法	2	2	
体 育	体 育 科 教 育 法	2	2	
外国語	英 語 科 教 育 法	2	2	

C-2 教科に関する専門的事項 5科目10単位選択必修

免許法施行規則に定める科目区分	科目名	単位数	配当年次
国語（書写を含	国 語 科 教 育 の 内 容	2	2
社 会	社 会 科 教 育 の 内 容	2	2
算 数	算 数 科 教 育 の 内 容	2	2
理 科	理 科 教 育 の 内 容	2	2
生 活	生 活 科 教 育 の 内 容	2	2
音 楽	音 楽 科 教 育 の 内 容	2	2
図画工作	図画工作科教育の内容	2	2
家 庭	家庭科教育の内容	2	2
体 育	体育科教育の内容	2	2
外国語	英語科教育の内容	2	2

(注1) 「小学校教育実習（一）」「小学校教育実習（二）」履修条件科目。☆印＝教育実習を3年次で履修する前年度までに修得すること。◇印＝教育実習を3年次で履修する前年度までに該当科目から2科目4単位以上修得すること。★印＝教育実習を3年次で履修する前年度までに修得、もしくは当該年度に履修すること（各教科の指導法いづれか3科目6単位以上）。

(注2) 「教職実践演習（初等）」は、履修する学期に教員免許状を取得見込みであることが必要。

4. 履修にあたっての注意事項

小一種免を取得するために必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法」および「教科に関する専門的事項」は、文学部初等教育学専修の専門教育科目として配当されています。関西大学教務ガイド「KAN-CAN!」の「学部要項」に掲載されている文学部（初等教育学専修）の専修固有科目の修得のみでは小一種免の取得はできませんので、初等教育学専修分属者は、ガイダンスでの説明・配布資料や、この手引きを参照の上、計画的に履修・修得をしてください。

教職関係科目の履修にあたっては、以下の事項にも留意してください。

- ① 文学部初等教育学専修専門教育科目の1年次配当科目は、一般入学試験の「文学部初等教育学専修」枠に合格して入学した者のみが履修・修得できます。2年次から各専修に分属する者は、2年次以降に初等教育学専修への分属を許可された者のみが履修・修得できます。
- ② 「小学校教育実習（一）」・「小学校教育実習（二）」を履修するには、「5－（3）小学校教育実習の履修条件」を充たしていなければなりません。
- ③ 「教職実践演習（初等）」（4年次秋学期配当）を履修するには、当該科目を履修する学期に教員免許状を取得見込みであることが必要です。

5. 小学校教育実習について

(1) 教育実習の趣旨、内容

教育実習は、教育職員免許法施行規則第3条に基づき、教育の現場で、大学で学んだ理論や知識を生かすとともに、教育の実践的な知識、技能、態度等の基礎を修得するものです。

教育実習といえば、教員養成課程にある学生が学校現場に赴き、実際に生徒の前で授業をすることだと理解されていますが、実際は、単に授業をするだけではなく、学校で行われているさまざまな教育活動に対しての参加や理解が目指されているといえます。

実習生が行う活動についていえば、次の三つにほぼ区分されます。

- (ア) 観 察 実際に教育活動がどのように行われているのかを観察し、教育計画や指導方法、生徒の活動、等への認識を深める。
- (イ) 参 加 教員の教育活動の補助をしながら、教職についての理解を深める。
- (ウ) 授業実習 指導案の作成と授業計画を立案の上、実際に授業をする。

なお、実習校では上記事項のほか、その実情に応じた指導計画が編成されます。

また、教育実習受講者は、上記学校実習以外に、大学で実施する事前指導、事後指導を受講しなければなりません。概略は次のとおりです。

○事前指導（小学校教育実習事前指導）

教育実習実施年度の春学期に、「小学校教育実習事前指導」の授業時間割に基づき毎週1回、計15回（30時間）の講義を行います。この講義では、学校実習の意義や性格、「観察」の立場や対象、「参加」の在り方、「授業実習」の方法、生徒指導論等について説明や解説を行います。

なお、事前指導を欠席した場合、教育実習の取り消しを行うことがありますので、必ず受講してください。

○事後指導

教育実習実施後の12月頃に、1～3回程度の講義ないし報告会を行います。

なお、事後指導に欠席した場合、教育実習の成績評価の対象となりませんので、必ず受講してください。

(2) 教育実習事前指導の履修条件

「小学校教育実習事前指導」を履修するには、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- 1 「小学校教育実習事前指導」を履修する当該年度に、「小学校教育実習（一）」「小学校教育実習（二）」の受講資格を満たしていること。
- 2 2年次春学期または3年次春学期に開催する「教育実習ガイダンス」に出席し、所定の必要書類を提出済であること。

(3) 小学校教育実習の履修条件

「小学校教育実習（一）」・「小学校教育実習（二）」を履修するには、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

○3年次実習は、次の条件を満たさなければならない。

- 1 教育実習を履修する前年度までに、次に示す①～②の3科目6単位以上を修得すること。
 - ① 「日本国憲法」2単位
 - ② 次の科目から、2科目4単位以上
 - 「教育原理（初等）」2単位、「教職の実際」2単位、「教育政策論」2単位、
 - 「学習・発達論（初等）」2単位、「カリキュラム論」2単位、「教育方法学（初等）」2単位
- 2 教育実習を履修する前年度までに、「各教科の指導法」のうち3科目6単位以上を修得、もしくは当該年度に履修中であること。
- 3 教育実習を履修する当該年度に「小学校教育実習事前指導」1科目1単位を履修中であること。ただし、「小学校教育実習事前指導」の取り組みが不十分な場合、当該年度における教育実習の実施を中止する場合がある。
- 4 教育実習を履修する前年度（2年次）に「教育実習生登録票」を提出して、以降の諸手続を完了していること。

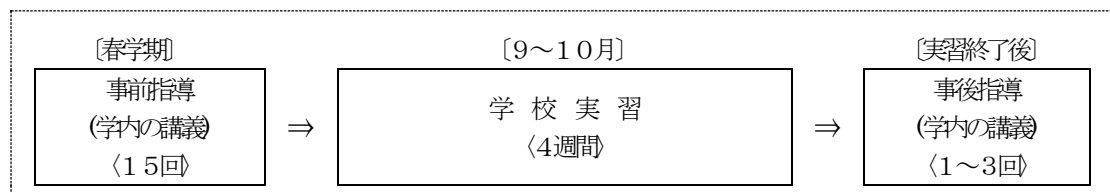
○4年次実習は、次の条件を充たさなければならない。

- 1 教育実習を履修する前年度までに、次に示す①～③の7科目14単位以上を修得すること。
 - ① 「日本国憲法」2単位
 - ② 次の科目から、2科目4単位以上
「教育原理（初等）」2単位、「教職の実際」2単位、「教育政策論」2単位、
「学習・発達論（初等）」2単位、「カリキュラム論」2単位、「教育方法学（初等）」2単位
 - ③ 「各教科の指導法」のうち4科目8単位以上
- 2 教育実習を履修する当該年度に「小学校教育実習事前指導」1科目1単位を履修中であること。ただし、「小学校教育実習事前指導」の取り組みが不十分な場合、当該年度における教育実習の実施を中止する場合がある。
- 3 教育実習を履修する年度に卒業見込であること。
- 4 教育実習を履修する前年度（3年次）に「教育実習生登録票」を提出して、以降の諸手続を完了していること。

（4）教育実習（学校実習）の時期・期間

小一種免取得のための教育実習は、原則として3年次で実施します。実習の時期・期間は、概ね次のとおりです。

3年次の9月から10月の間の4週間（120時間）



実習校・教育委員会側の事情により、以下のようなパターンで実習を行う場合もあります。

4年次の6月から7月または9月から10月の間の4週間（120時間）

（5）教育実習実施上の留意事項

① 一般的注意事項

- ア. 教育実習は、途中で放棄することのないよう十分注意してください。
- イ. 実習期間中に大学への連絡事項が生じた場合は、すみやかに教職支援センターまで連絡してください。
- ウ. 実習申込後、諸般の事情によりやむなく取りやめに至った場合は、ただちに教職支援センターまで届け出てください。
- エ. 実習期間中の欠席・遅刻・早退は認められません。やむをえない事情が生じた場合は、必ず事前に指導教諭へ届け出て許可を得てください。
- オ. 他大学の実習生とともに実習を行う場合は、相互に協調して、効果的な実習が行えるよう努力してください。
- カ. 実習期間中に与えられた控室については、つねに自主的に清掃・管理してください。

② 実習開始前の確認事項

次の事項について、実習校の指示に基づき、実習開始前に確認してください。

ア. 交通機関の利用方法（発・着時刻）

常に余裕をもって行動できるように心がけてください。

イ. 実習校での勤務時間

各実習校によって異なるので、注意してください。

ウ. 服 装

特別な配慮があるかなど、あらかじめ実習校に聞いておくとともに、基本的なビジネス・マナーを守るようにしてください。

エ. その他の注意事項

- ① 上履き等の持参物
- ② 食事と控室
- ③ 教科書・参考書の用意（書名、入手方法、代金等）
- ④ 実習日程（実習期間の再確認、学校行事等）
- ⑤ 指導教諭からの指示事項など

指導教諭からの注意事項および指示事項については、詳細にメモしておいてください。

(6) 教育実習の成績評価

原則として「成績評価票」の様式にしたがって実習校において評価されたものと、事後指導の評価、「教育実習簿」、その他教育実習に関する諸資料に基づいて、本学で成績を最終評価します。

(7) 教育実習実施に関する相談

教育実習実施に関する相談は、「教育実習」の学内講義の担任者ないし各自の実習校の指導教諭に、また、事務的な事項に関しては教職支援センターに相談してください。

6. 教職実践演習について

「教職実践演習（初等）」は、2008 年 11 月の教育職員免許法施行規則の改正により新たに設置された科目で、4 年次の秋学期に配当されています。この授業では、4 年間の教職課程の履修やその他の活動を通じて、各自が教員として必要な資質・能力を十分に身に付けることができたかどうかを確認し、各自の課題を自覚するとともに、教育現場で働くための最終準備を行う、教職課程の総まとめとも言える科目です。

このような趣旨から、「**教職実践演習**」には、「当該科目を履修する学期に教員免許状を取得見込みであること」という履修条件を設けています。

4 年次の秋学期の時点で、教員免許状の取得に必要な科目のすべてを修得済みもしくは履修中でない方は、「教職実践演習」を履修することができませんので、計画的に必要な科目を履修・修得するようにしてください。

7. 介護等体験について

1 年次より初等教育学専修に分属した方は、1 年次の 3 月中旬から行う全 3 回の事前指導を受けた後、2 年次秋学期に体験を行います（ただし 2 年次より初等教育学専修に分属した方は、3 年次で体験を実施）。

なお、介護等体験の詳細は、「**教職課程履修の手引き（2025 年度入学生用）**」の「第 7 章 介護等体験について」を参照してください。

Ⅱ 副免（中学校教諭免許状）の取得について

1. 中学校教諭免許状取得課程について

文学部初等教育学専修では、広く9年間の義務教育を見通すことのできる教師を育成するために、小学校教諭一種免許状とあわせて中学校教諭一種免許状（以下「中一種免」といいます。）を取得することを履修モデルに組み込んでおり、中学校の「国語」・「社会」・「英語」のいずれかの免許を取得することを推奨しています。

ここでは、小一種免とあわせて中一種免を取得するための条件について説明します。

2. 免許状取得の条件

教育職員免許法に定める、中一種免取得の条件は次の表のとおりです。

なお、本学の教職課程カリキュラムは、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の法令に基づき、「教育の基本は教師の人格と力量にこそある」という方針のもとに本学が自主的に定めたものです。したがって、本学のカリキュラムでは、下記の表と異なる場合があることを承知しておいてください。

所要条件 免許状の種類		基礎資格	法定上の最低修得単位数					
			文部科学省令に定める科目	教科及び教職に関する科目				
				教育の基礎的理解に関する科目等			教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
				教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		
中学校	一 種 免 許 状	学士の学位を有すること	8	10	10	7	28	4

※中一種免取得のために必要な「文部科学省令に定める科目」は、小一種免取得のために修得した8単位をもって充てることができます。

※中一種免取得には「介護等体験の証明書」が必要ですが、小一種免取得に必要な同証明書をもって充てることができます。

3. 副免（中一種免）の取得に必要な科目・単位について

中一種免を取得するためには、次の①～②の条件を充たす必要があります。

① 小学校教諭一種免許を取得すること

（注）小一種免を取得できなかった場合は、中学校免許の取得もできませんので、注意してください。

② 下記A～Cの所定の単位を修得すること

A 教育の基礎的理解に関する科目等 32単位以上 （うち15単位は、小免取得に必要な科目を充当できます。）	B 教科及び教科の指導法に関する科目 B-1 各教科の指導法 8単位以上 ※教科別に修得が必要	B-2 教科に関する専門的事項 20単位以上 ※必修科目の修得が条件 ※教科別に修得が必要	C 大学が独自に設定する科目 ※必修科目はなし （任意選択）
---	---	--	--

 **A + B + C 合計60単位が必修。**

※初等教育学専修の学生は、他学部・他専修の学生が中一種免を取得する場合と履修方法が異なります。

※中一種免の他に、高等学校教諭一種免許状の取得を希望する場合は、教職支援センターで相談してください。

A ～ C の科目の詳細は、以下を参照してください。

A 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則第2条表備考第11により、中一種免許取得のために必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、8科目15単位を小一種免許取得に必要な単位をもって充てることができます。なお、本学における「教育の基礎的理解に関する科目等」は32単位必要であり、中一種免許を小一種免許と同時に取得するためには、10科目17単位を履修・修得する必要があります。

〔必修科目〕 ※ 部分は、小学校教諭一種免許取得のための科目をもって充てる。

免許法施行規則第4条の科目名	左記科目に含めることが必要な事項	法定 単位数	左記に対応する 本学の授業科目	本学の 必修単位数	配当 年次	備 考	(注1)
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	〔教育原理（初等）〕	2	1	(注2)	◇
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		〔教職の実際〕	2	1	(注3)	◇
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		〔教育政策論〕	2	1		◇
	人権教育論		人権教育論	2	2		☆
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		〔学習・発達論（初等）〕	2	1		◇
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1	3		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		カリキュラム開発論	2	3		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	2	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	3		
	特別活動の指導法		特別活動論	2	2		
	教育の方法及び技術		教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）	2	2		◇
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法		〔生徒・進路指導論（初等）〕	2	3		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談論	2	2		
教育実践に関する科目	教 育 実 習	5	教育実習事前指導	1	3	(注4)	☆
			教育実習（二）	2	4	(注5)	
			〔小学校教育実習事前指導〕	1	3		
			〔小学校教育実習（二）〕	2	3		
	教 職 実 践 演 習	2	〔教職実践演習（初等）〕	2	4		
合 計		27		32	—	合計32単位のうち8科目15単位は、小一免取得科目を充てる。	

(注1) 中学校教育実習履修条件科目。◇印＝教育実習を4年次で履修する前年度までに該当科目から2科目4単位以上修得すること。☆印＝教育実習を4年次で履修する前年度までに修得すること。

(注2) 2年次より初等教育学専修に所属した方が、1年次に文学部専門教育科目（自由科目）の「教育原理」を修得済である場合でも、小一種免許取得に必要な「教育原理（初等）」を修得する必要があります。

(注3) 2年次より初等教育学専修に所属した方が、1年次に文学部専門教育科目（自由科目）の「教職概説」を修得済である場合でも、小一種免許取得に必要な「教職の実際」を修得する必要があります。

(注4) 「教育実習事前指導」を履修する学期に、次年度中学校教育実習受講資格取得見込みであることが必要です。

(注5) 高等学校教諭一種免許状取得の場合は、教育職員免許法施行規則第5条表備考第4により、「小学校教育実習事前指導」1単位を充てることができないため、上記 部分は7科目14単位を小一種免許取得に必要な単位をもって充てることとなります。

つまり、教職に関する科目の合計単位は、中一種免許を取得する場合よりも1単位少ない31単位となります。

A 教育の基礎的理解に関する科目等

〔選択科目〕

科目名	単位数	科目名	単位数
教 育 哲 学	2	教 職 概 説	2
ジェンダーと教育	2	教 育 原 理	2
教育と文化の社会学	2	教 育 制 度 論	2
教育法・行政論	2	教 育 心 理 学	2
学 校 教 育 論	2	メ デ ィ ア 教 育 論	2
人間発達と教育の心理学	2	生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2
子どもの発達多様性	2	教 育 実 習 （ 一 ）	2
		教職実践演習（中等）	2

B-1 各教科の指導法 （取得を希望する免許教科ごとに修得が必要）

法令科目区分	授業科目	本学の必修単位数		配当 年次	備考	(注1)
		中	高			
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む。)	〇〇科教育法 (一)	2	2	2		☆
	〇〇科教育法 (二)	2	2	2		☆
	〇〇科教育法 (三)	2	—	3	(注2)	
	〇〇科教育法 (四)	2	—	3	(注2)	

(注1) 教育実習履修条件科目。教育実習を4年次で履修する前年度までに☆印の科目は、必ず修得すること。

(注2) 高等学校免許取得希望者が、当該科目を修得した場合は、その単位を **B-2** 「教科に関する専門的事項」の単位に算入することができます。

B-2 教科に関する専門的事項 20単位必修（取得を希望する免許教科ごとに修得が必要）

教科に関する科目は、取得しようとする免許教科ごとに **20単位以上** 修得が必要です (**必修科目の修得が条件**)。

「教職課程履修の手引き (2025 年度入学生用)」の「第5章 学部別 一種免許状取得必要科目一覧」より、各自、取得を希望する免許教科の「教科に関する科目」の一覧をダウンロードしてください。

※ 履修にあたっては、**備考欄の履修条件** に注意してください。

C 大学が独自に設定する科目 （全免許教科共通）

〔選択科目〕

授業科目	単位数	備 考
学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2	
学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2	
生 涯 学 習 概 論 （ 一 ）	2	
生 涯 学 習 概 論 （ 二 ）	2	
生 涯 学 習 論	2	

4. 中学校教育実習について

- ・ 中一種免の取得に必要な教育実習は、4 年次で実施します。
- ・ 中学校または高等学校において 2 週間（60 時間）以上の学校実習が必要です。なお、教育実習校により実習期間が 3～4 週間となる場合があります。
- ・ 実習期間により、以下のとおり単位を認定します。
2 週間実習：「教育実習（二）」2 単位
3～4 週間実習：「教育実習（一）」2 単位、「教育実習（二）」2 単位の合計 4 単位
- ・ 「教育実習事前指導」・「教育実習（一）」・「教育実習（二）」の履修にあたっては、以下の履修条件に注意の上、計画的な履修をすすめてください。

3 年次に「教育実習事前指導」を履修するには、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- 1 当該科目を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであること。
- 2 以下のガイダンスに出席し、所定の必要書類を提出済であること。
2 年次 春学期：「①教育実習事前指導登録ガイダンス」
2 年次 秋学期末（3 年次春学期始め）：「②教育実習受入依頼ガイダンス（初等）」

「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を履修するには、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- 1 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を 4 年次で履修する前年度までに、次に示す①～②の 7 科目 13 単位以上を修得すること。
① 下記の科目は、すべて修得しなければならない。
「教科教育法（一）」2 単位
「教科教育法（二）」2 単位
「人権教育論」2 単位
「日本国憲法」2 単位
「教育実習事前指導」1 単位
② 下記の科目から 2 科目 4 単位以上修得しなければならない。
「教職の実際」2 単位
「教育原理（初等）」2 単位
「教育政策論」2 単位
「学習・発達論（初等）」2 単位
「教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む）」2 単位
- 2 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を履修する年度に卒業見込であることが必要。
- 3 2 年次以降に開催する「①教育実習事前指導登録ガイダンス」「②教育実習受入依頼ガイダンス（初等）」に出席し、以後の諸手続きを完了することが必要。

- ・ その他、中一種免取得のための教育実習に関する事項は、「教職課程履修の手引き（2025 年度入学生用）」の「第 8 章 教育実習について」を参照してください。